

政策形成と文書伝達

——後漢尚書台の機能をめぐって——

はじめに

前近代中国において、皇帝の支配意思が政策の実施により実現されていたことは、周知の通りである。なかでも、中国古代の後漢では、官吏の作成した政策案を皇帝が決裁し、それにより政策として認められたものを、九卿を中心とする担当官に下され、実施されたとみられる。決裁にあたって、皇帝は政策案の実施の可否を公府（太傅・三公の擁していた府、すなわち太傅府・三公府の総称）と將軍府（將軍の幕府）を中心に審議させたのであるが、それらの官署が機関として作成した政策案については、審議にかけられることなく、そのまま皇帝に裁可されていた。この点

渡 邊 将 智

において、公府・將軍府は皇帝の決裁に影響力を及ぼし得る存在である、といえるであろう。⁽¹⁾そこで皇帝は、三公とそれが擁する三公府を恒常的に掌握して支配を実現しようとし、⁽²⁾外戚は、將軍ひいては將軍府を主たる勢力基盤として国政を主導したのである。⁽³⁾

このように、公府・將軍府は、I政策案の作成、II審議、III決裁、IV政策の実施、を内容とする政策形成のうち、IとIIに専門的に参加し、皇帝の専権事項であるIIIにも影響力を及ぼしていた。とすると、これまで国政運営の中心的機関とみなされ、I・IIへの参加とIIIへの関与を想定されることの多かった尚書台は、⁽⁴⁾実際には如何に機能していたのだろうか。尚書台に対する右のような高い評価は、当該官署の担う文書伝達を、国政の「機密」を取り扱い、かつ

決裁に關与し得るものとして重要視する見方から、敷衍的に導き出されたものである。

だが、そもそも政策形成と文書伝達は、機能の次元が異なるのではあるまいか。そうであるならば、後漢の尚書台が政策形成に中心的に参加していたとは考え難くなり、したがって、当時において皇帝支配を実現していた政治制度は、必ずしも当該官署を中心とするものではなかった可能性が高くなる。むしろ、後漢の尚書台は、従来の想定とは異なる構造を有する政治制度のもとで、文書伝達の中核機能として基本的に機能していたのではなかったか。

このような想定が妥当であるか否かを判断するためには、まず政策形成と文書伝達の機能の違いを明らかにする必要がある。そこで本稿では、後漢において政策案の記された上奏文を、どの官署が、如何なる手順により処理していたのかを分析する。その分析結果に基づいて、後漢の政策形成と文書伝達の過程を復元し、尚書台の基本的な機能をそれら両者との関係に注目しながら再検討していく。これにより、後漢の政治制度の構造を明らかにしたいと思う。⁽⁵⁾

一、上奏文の上達

(一) 上奏文の作成と上奏

後漢において、政策案は、①複数の公府・將軍府の府主（府・幕府の長）と属僚が一堂に会して協議、②個々の公府・將軍府にて府主と属僚が協議、③官吏が個人で立案、などの方法で作成されていた。作成された政策案は、②の場合には府主が皇帝に直接口頭で提言し、③の場合には政策案を上奏文に記して上奏した。

つとに知られているように、両漢代の上奏文には「章」・「奏」・「表」・「駁議（駁議）」という四つの書式があり、「章」は皇帝の恩恵に感謝の意を表する場合などに、「奏」は官吏を弾劾する場合などに、「駁議」は皇帝の決定に異議を申し立てる場合に用いられていた。⁽⁶⁾ 他方、「表」について、後漢・蔡邕『独断』卷上に

表は需頭せず。上に「臣某、言う」と言い、下に「臣某、誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪」と言う。左方下に附して「某官臣甲、上る」と曰う。……尚書に詣りて通ずる者なり。

とあり、書式の具体的内容が記されている。⁽⁷⁾ その用途に関して特に記載は無いが、このことを逆説的に捉えるならば、

劉後濱氏の指摘する通り、それは「表」が最も一般的に使用される書式であったことを暗に示すものである⁽⁸⁾。しかしらば、後漢の官吏は、通常、「表」の書式を用いて政策案を上奏していたことになる。そこで、以下、上奏文のなかでも「表」を中心に、その処理過程を分析していくことにしたい。

卷四三朱暉列伝附朱穆列伝所載の朱穆の上奏文に

案ずるに、漢の故事に、「中常侍は士人より參選す」

と。建武以後、乃ち悉く宦者を用う。延平より以來、

浸貴盛を益し、貂璫の飾を假りて、常伯の任に處る。……

愚臣、以爲えらく、悉く罷省し、往初に遵復して、舊

章に率由し、更めて海内の清淳の士、國體に明達なる

者を選びて、以て其の處に補すべし。

とあり、「漢の故事」が引き合いに出されているように、

上奏文にはたびたび故事が引用された。故事とは、詔・慣

例など皇帝や官吏が遵守すべき規範で、その保管場所は尚

書台であった⁽⁹⁾。渡邊義浩氏によれば、後漢では儒教經典と

故事を並用して国政運用の正当化が図られており、このこ

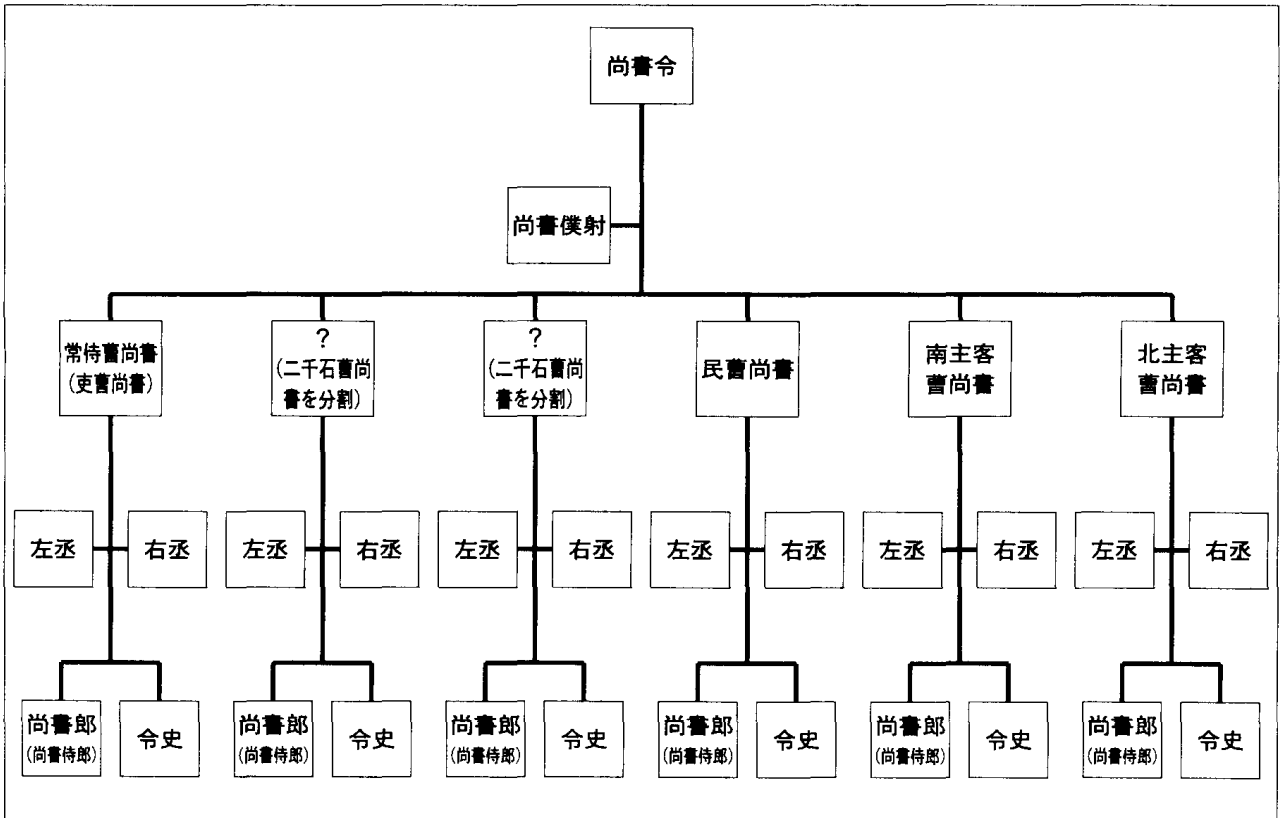
とを敷衍すると、故事は政策案の根拠づけのために上奏文

に引用されていたことになる。かかる故事が尚書台にて保

管されていた点に留意しておきたい。

さて、後漢・靈帝期の記年を持つ「史晨碑」の碑陽に、

図1 後漢の尚書台



魯相史晨らの上奏文が刻まれている。⁽¹¹⁾ その内容は、魯国の穀物を供えて孔子を祀ったことについての報告であり、書式は前掲『独断』に見える「表」のそれに合致する。

建寧二年三月癸卯朔七日己酉、魯相臣晨・長史臣謙、頓首死罪、尚書に上る。……臣晨、誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪。尚書に上る。

上奏文の提出先として見える「尚書」すなわち尚書台は、⁽¹²⁾ 後漢においては図1のような構成であり、⁽¹³⁾ 桜井芳朗氏によると、当該官署では常侍曹尚書・民曹尚書などの六曹が各方面との文書の授受を担当していた。⁽¹⁴⁾ 陳啓雲氏の指摘するごとく、六曹はそれぞれ管轄下の官府・官吏からの文書を取り扱っていたので、⁽¹⁵⁾ 上奏文は当該の案件を所管する曹に提出されたことになる。⁽¹⁶⁾

(二) 上奏文の上達と尚書台

では、尚書台の六曹に提出された上奏文は、どのように処理されたのだろうか。通説では、卷二明帝紀・永平六年条に

夏四月甲子、詔して曰く、「……先帝の詔書、人の事を上りて聖を言うを禁ず。而るに間者、章奏、頗る浮詞多し。今より若し過稱虚譽有らば、尚書、皆な宜しく抑えて省さず、示すに詔子の蚩を爲さざるべし」と。

とあるのに基づき、明帝期以降、尚書台は受信した上奏文を披閲し、その内容が決裁にかけるに値しない場合には、皇帝に上達せずに差し戻すようになった、とする。⁽¹⁷⁾ 他方、富田健之氏は、右の記事を、尚書台が上奏文を披閲して書式などを点検したことを示すものと解している。⁽¹⁸⁾ 両漢代の上奏文に一定の書式があったことは先に確認した通りであるが、そのような書式の不備を、上奏文の受信元の上奏文が明帝期に至るまで点検していなかったとする見方には、疑問が残る。

卷一光武帝紀下・建武七年条に

三月、……癸亥晦、日、之を食する有り。正殿を避けて、兵を復め、事を聴かざること五日、詔して曰く、「……百僚、各々封事を上りて、諱む所有る無し。其れ上書する者、聖を言うを得ず」と。

とあるごとく、光武帝（明帝の父）は日食の発生にともなう綱紀肅正の一環として詔を発し、上奏文の作成にあたって忌避すべき事項を定めた。明帝の詔文中に見える「先帝の詔書」とは、この詔を指すのであろう。そうであれば、これを受ける形で発せられた明帝の詔も、右のごとき忌避事項に関する何らかの布令であった可能性が高くなる。

ここで明帝紀の「浮詞」という語に注目すると、『旧唐書』卷一〇一薛登伝所載の薛登の上奏文に

開皇中、李諤、之を文帝に論じて曰く、「魏の三祖は、更々文詞を好みて、君人の大道を忽せにし、雕蟲の小藝を好みて、篇を連ねて牘を累ね、月露の形を出ださず、案を積みて箱を盈たせり。唯だ是れ風雲の状なるのみ。俗を代えて此れを以て相高しとし、朝廷、茲れを以て士を擢んず。故に文筆、日々煩い、其の政、日々亂る」と。帝、李諤の策を納る。是れに由りて、制を下して文筆の浮詞を禁斷す。

とあり、隋の文帝は、「雕蟲の小藝」と評される文辞が三国魏以来横行している状況を批判する李諤の言を容れ、「浮詞」を禁止したという。「雕蟲」は飾り立てた文章の意であるから、それに対応する「浮詞」も同義に解される。他方、「過稱」の語は、『漢書』卷八三薛宣伝の顔師古注に過稱は、其の實を踰えて妄りに之を稱譽するを謂うなり。

とあるように、事実を誇張して称揚する意である。また、「虚譽」の語は、『華陽国志』卷六劉先主志に、益州平定後、劉備が許靖を任用しなかったことに関連して

法正、説きて曰く、「虚譽を獲て實無き者有るは、(許)靖なり。然れども其の浮名、稱えられ海内に播かるれば、人、將に「公は士を輕んず」と謂わんとす」と。乃ち以て長史と爲す。

とあるごとく、真実でないことを示す「實無し」と同様の意味で用いられていた。よって、「虚譽」は虚飾の意に解されるのである。これらことから、右の明帝紀の詔は、誇張と虚飾を交えて上奏文を記す行為を忌避すべき事項と定め、さらにそのような上奏文を皇帝に上達しないよう尚書台に命じたものといえるであろう。つまるところ、尚書台は上奏文の文章が忌避事項に抵触しているか否かを点検していたのであって、上奏案件の良し悪しを判定していたわけではなかった。

かようにして尚書台により問題なしと判定された上奏文は皇帝に上達されるわけであるが、大庭脩氏は尚書令がその役目を担っていたとする⁽¹⁹⁾。他方、富田氏は、卷二八馮衍列伝馮豹列伝に

孝廉に擧げられ、尚書郎を拜す。忠勤懈らず、事を奏するごとに未だ報ぜざれば、常に省閣に俯伏し、或いは昏より明に至る。

とあることから、上奏文は尚書郎(尚書侍郎・尚書郎中)が上達していた⁽²⁰⁾としてゐる。

これら先学の見解を念頭に『統漢書』百官志三を見ると、次の記事に注目されるであろう。

黄門侍郎、六百石。本注に曰く、員無し。左右に侍從して、中に給事し、中外に關通するを掌る。

これによれば、黄門侍郎の職掌として「中外に關通」することが挙げられている。「關通」の語は、『三国志』蜀書卷三二先主伝にも見え、そこでは劉備が益州牧劉璋の要請により益州に駐屯していた時の様子が、次のように記されている。

張松、書して先主及び法正に與えて曰く、「今、大事、垂として立つべし。如何ぞ此れを釋きて去らんや」と。

松の兄の廣漢太守（張）肅、禍の己に逮ばんことを懼れ、（劉）璋に白して其の謀を發く。是に於いて、璋、收めて松を斬り、隙を嫌いて始めて構う。璋、戍に關わりし諸將に救すらく、「文書、復た先主に關通する勿かれ」と。

張松は、劉璋を排除して劉備を益州の新たな統治者として迎え入れようと企て、荊州に帰還せんとする劉備を諫める書状を送った。そのことを察知した劉璋は、劉備に文書を「關通」しないよう、諸將に命じたという。これより「關通」は文書の送受の意に解されるので、「中外に關通」するとは、「中」すなわち禁中にて執務していた黄門侍郎が、禁中の外部と文書の授受を行っていたことを示すものといえるのである。

黄門侍郎と同じく「中外に關通」する官として、小黄門がある。『統漢書』百官志三に

小黄門、六百石。本注に曰く、宦者、員無し。左右に侍りて、尚書の事を受くるを掌る。上、内宮に在らば、中外に關通す。

とあるごとく、小黄門は皇帝の後宮滞在中に「中外に關通」していた⁽²¹⁾。これより、禁中の外部との文書の授受は、通常は黄門侍郎が、皇帝の後宮滞在中は小黄門が担っていたといえよう。

尚書郎は、図1にまとめたとく六曹に置かれており、それらの官署では所管の案件の上奏を受け付けていた。そこで、上奏文は、それを受信した曹において忌避事項への抵触と書式の不備が点検された後、当該の曹に所属する尚書郎または尚書令から、黄門侍郎ないしは小黄門を経て皇帝に上達された、といえるのである。⁽²²⁾

(三) 上奏文の副本と三公府

ところで、卜憲群氏によれば、後漢の官吏は上奏文の正本を尚書台に、副本を三公府に提出したという。⁽²³⁾この指摘を踏まえて前掲「史晨碑」を見ると、魯相史晨らの上奏文に続けて

時に副もて大傅、大尉、司徒、司空、大司農府、治所の部従事に言う。

とある。これによると、史晨らは尚書台の六曹の一つに上

奏文の正本を提出するとともに、三公府と上奏案件に関わる当該官署（ここでは国家財政をつかさどる大司農府ら）に、その副本を提出している。先に確認したように、史農らの上奏案件は孔子を祀ったことに関する報告であるが、副本に政策案が記されていた場合、三公府はそれをどのように処理していたのだろうか。

ここで想起されるのが、後漢・桓帝期の記年を持つ「乙瑛碑」⁽²⁴⁾所載の詔文である。

司徒臣雄・司空臣戒、稽首して言う、「魯の前の相瑛の書に言えらく、「……請うらくは百石の卒史一人を置き、守廟を典主せしめ、春秋に饗禮するに、財は王家の錢を出だし、犬酒の直を給せんことを。報を須つ」と。……臣、請うらくは、魯相をして孔子廟の爲に百石の卒史一人を置き、禮器を掌領して、王家の錢を出だし、犬酒の直を給せしめ、他は故事の如くせんことを。……」と。制して曰く、「可なり」と。

もとの魯相たる乙瑛は、上奏文の正本を尚書台の六曹の一つに上奏する一方、司徒・司空に上奏文の副本を提出したと想定される。副本を受信した司徒と司空は、乙瑛の発案した卒史設置案の実施を許可するようお願い出ており、これをうけて皇帝は当該の政策案を裁可したわけである。このように、後漢では、三公府を中心とする官署が皇帝に先立っ

て副本を披閲し、上奏案件の内容を審査した上で実施の許可を申請していたのであった。

右のような三公府への副本の提出、ならびにこの官署による事前審査は、一見するとすべての上奏文を対象に行われていたかのごとくである。しかしながら、魯相乙瑛をはじめ、後漢において副本を三公府に提出したことが明らかなる者は、すべて地方長官ないしはその任官経験者であった⁽²⁵⁾。三公府による事前審査は、地方官府からの上奏案件に限って行われていたといえよう。

言うまでもなく、上奏文の正本は皇帝の閲覽に供するためのものであり、尚書台を通じて上奏されていた。これに對して、副本は、政策案の内容を事前に審査させる目的のもと、主として三公府に提出されるものであった。かかる副本の性格からは、三公府が政策形成に専門的に参加していた様子を見て取れよう。これより、副本とは別の用途に用いられる正本を皇帝に上達する尚書台は、三公府とは次元の異なる機能を有していたと想定されるのである。

二、上奏文の決裁と詔の下達

(一) 上奏文の決裁

上奏文を受け取った皇帝は、これを披閲し、その内容に

よっては官吏に下げ渡して政策案の実施の可否を審議させる。審議には三公・九卿以下の官僚が個人で参加した他、公府・將軍府の府主と属僚のみが参加する場合もあった。皇帝は、そこでの審議結果や、地方官府からの上奏に対する三公府の事前審査の結果を参照して、上奏文を決裁したわけである。ただし、公府・將軍府の作成した政策案については、審議にかけることなく、そのまま裁可したのであった。

ところで、卷五四楊震列伝附楊賜列伝に次のようにある。

(靈) 帝、畢圭・靈琨苑を造せんと欲す。(楊) 賜、復た上疏し諫めて曰く、「……」と。帝、止めんと欲し、以て侍中任芝・中常侍樂松に問う。松等、曰く、「昔、文王の囿は百里なりしも、人、以て小と爲し、齊宣は五里なりしも、人、以て大と爲せり。今、百姓と之を共にすれば、政を害すること無きなり」と。帝、悦び、遂に苑を築かしむ。

これによると、靈帝は畢圭苑・靈琨苑の造営の中止について侍中任芝と中常侍樂松に諮問し、彼らの意見に従って造営を決定したという。後漢の侍中と中常侍は、光祿大夫や議郎とともに「顧問應對」(①皇帝の諮問に応じる権限、②皇帝または皇太后に直接口頭で進言する権限、の総称) という権限を有しており、右の意見具申はおそらく①の権

限に基づくものであろう。このように、皇帝は「顧問應對」の権限を有する官に上奏案件について諮問し、そこでの意見を決裁の参考とすることがあったのである。

他方、卷三四梁統列伝に

(梁) 統、復た上言して曰く、「……願はくば召見を得ん。若しくは尚書・近臣に對えて、口づから其の要を陳べん」と。(光武) 帝、尚書をして問状せしむ。統、對えて曰く、「……」と。議、上らるるも、遂に復めて報ぜず。

とあり、光武帝は尚書台に命じて梁統に「問状」(意見聴取)させ、その結果を参照して決裁している。富田健之氏は、梁統は尚書による「問状」を皇帝との朝見に準ずる行為と認識していたとした上で、次のように述べている。すなわち、尚書台は皇帝と一体化した「皇帝官房」(皇帝側近官を中心とする内朝と、三公・九卿以下の外朝によって構成される官僚機構を統御・運用していたとされるもの)として機能し、皇帝の支配意思ひいては存在そのものを自己体現して官僚機構を統御・運用していた。その官署の実施する「問状」は、表面上は「皇帝―尚書―臣下」という形で機能していたものの、実際には「皇帝・尚書―臣下」という二者関係のもとで機能していたのである、と。

そもそも、「問状」は尚書台固有の権限ではなく、他の

中央官僚や地方長官も行っていた。⁽²⁸⁾これに加えて、右の記事の梁統は皇帝に意見を具申することを要請し、それが適わない場合の代替案として、尚書台を通じて皇帝に意見を述べることを希望している。つまり梁統は、尚書台に対してではなく、あくまでも皇帝への意見具申を望んでいたのである。また、卷三〇襄楷列伝に、襄楷が上書して諫言した時のこととして

十餘日にして、復た上書して曰く、「……」と。書、上らる。即ち召して尚書に詣らしめて問状す。(襄)

楷、曰く、「……」と。(桓)帝、楷の言の激切たりと雖も、皆な天文恆象の數を然りとするを以て、故に誅せず。

とあり、桓帝は尚書台に命じて襄楷に「問状」させた後、彼の発言内容を考慮してその処遇を判断している。しかも、その時、尚書台は襄楷の発言内容を皇帝に報告していたに過ぎず、皇帝による処罰に直接関わってはいなかった。このように、「問状」とは「皇帝―実行者―臣下」という三者関係のもとで機能するものであり、その実行者は皇帝と臣下の意思を相互に伝達していたのであった。

以上の分析からうかがえるように、尚書台は皇帝の専権事項たる決裁に直接には関与していなかった。そのことを念頭に、公府・將軍府の審議・審査と皇帝の決裁の関係を

確認してみよう。永田英正・渡辺信一郎の両氏によれば、公府・將軍府などによる集議は皇帝が意思決定を行う上での諮問会議として機能しており、最終的な政策決定権を有する皇帝は、それらの審議結果を尊重してはいたものの、それに束縛されることはなかったという。⁽²⁹⁾

そこで前掲「乙瑛碑」を再度確認すると、三公府の事前審査の結果、実施すべきと判定された政策案について、皇帝がその判定に従って裁可した様子が記されている。また、卷三六陳元列伝に、陳元が司空府の属僚であった時のこととして

時に大司農江馮、上言すらく、「宜しく司隸校尉をして三公を督察せしむべし」と。事、三府に下る。(陳)元、上疏して曰く、「……陛下、宜しく文武の聖典を修めて、祖宗の遺徳を襲い、下士を勞心して、節を屈し賢を待たば、誠に有司をして公輔の名を察せしむるに宜しからず」と。(光武)帝、之に従い、其の議を宣下す。

とあるごとく、光武帝は三公府における審議結果に従って大司農江馮の政策案を却下した。これらの事例からうかがえるように、公府・將軍府による審議や事前審査の結果は、皇帝の決裁を左右することが可能であった。

ただし、『統漢書』律曆志中に、熹平四年(一七五)、五

官郎中馮光と沛国の上計掾陳晃が曆元を庚申とすることの誤りを上奏した時のこととして、次のようにある。

詔書、三府に下る、「儒林の明道なる者と詳議し、務めて道真を得しめよ」と。羣臣を以て司徒府に會して議せしむ。議郎蔡邕、議して以爲えらく、「……元和二年に乃ち庚申を用い、今に至るまで九十二歳。……(馮)光・(陳)晃、區區として學びし所を信用し、亦た妄虚無造にして欺語の愆りあり。……元和の詔書、文備わり義著われ、羣臣・議者の能く變易する所に非ず」と。太尉(陳)耽・司徒(袁)隗・司空(許)訓、邕の議を以て効すらく、「光・晃は不敬なれば、鬼薪の法に正さん」と。詔書して、「罪を治むる勿かれ」と。

靈帝は、馮光らの意見の是非について、三公府を中心に審議させた。その結果、三公は馮光らを不敬の罪に問うべきとする意見を具申したものの、靈帝はそれを拒否したのである。かように、公府・將軍府による審議・審査の結果は、皇帝の決裁に強い影響力を及ぼし得るものではあったが、右のごとく決裁により否定される場合もあったのである。

(二) 詔の下達

皇帝に裁可された政策は、その後、どのように処理され

たのであろうか。卷五七李雲列伝に、李雲が効奏された時のこととして

(桓)帝、奏を得て震怒し、有司に下して(李)雲を逮えしむ。尚書・都護に詔し、劍戟もて黃門北寺獄に送り、中常侍管霸をして御史・廷尉と之を雜考せしむ。……時に帝、濯龍池に在り。管霸、雲等の事を奏す。霸、詭き言いて曰く、「李雲は、野澤の愚儒なり。……狂戇を出ださば、罪を加うるに足らず」と。帝、霸に謂いて曰く、「……常侍、之を原さんと欲するか」と。顧みて小黃門をして其の奏を可とせしむ。雲、……獄中に死す。

とある。右の「其の奏を可とせしむ」について、富田健之氏は、皇帝の裁可した上奏文を詔として機能させるための手続きを、皇帝が小黃門に執行させたことを指すのであると推測する。さらに富田氏は、「一般的に考えて」と前置きした上で、小黃門が皇帝の裁可を受けて行った手続きの内容として、「上奏文を詔書とするための書式作成作業」と「(詔書を)³⁰⁾下達させるためのしかるべき官への伝達」を挙げている。だが、右の記事から看取される事柄は、皇帝が小黃門に上奏文を「可」とすると伝えたことのみであり、小黃門が詔の「書式」を作成していたとまでは読み取れない。

そもそも、小黄門とは、皇帝の後宮滞在中に禁中の外部と文書の授受を行う官である。あらためて李雲列伝を確認すると、そこでの「可」字は、前後の文脈からうかがえるごとく桓帝自身による裁可を意味し、その裁可は濯龍池において皇帝が小黄門に伝えている。濯龍池とは、後漢洛陽城内の苑囿たる濯龍園内の池であり、⁽³¹⁾それら苑囿や後宮に官吏が自由に入入りすることは許されていなかった。このことから、宦官たる小黄門は、皇帝から決裁を通告された後、詔を起草する官署にそれを伝達していたと考えられる。

とはいえ、小黄門による決裁の伝達は皇帝の後宮滞在時に限られていたから、通常は別の官が行っていたと考えられる。前掲馮衍列伝馮豹列伝に見える通り、尚書郎馮豹は自分の上達した上奏文が「報」じられるまで、禁中の門である「省閤」にて待機していた。⁽³²⁾富田氏によれば、この場合の「報」字は、皇帝の決裁を上奏者ないしは関係官府・官僚に伝達する意であり、⁽³³⁾また、先に確認したことごとく、黄門侍郎の執務場所は禁中である。前掲『統漢書』百官志三に見えるように、黄門侍郎が小黄門と同様に「中外に關通」していたことからすると、通常、決裁の伝達は、黄門侍郎が「省閤」において、尚書郎に対して行っていたと考えられる。

山本隆義氏の指摘するように、後漢において詔の起草は、

文才のある三公任官者や尚書僕射が行う場合もあったが、原則的には尚書郎が担当していた。⁽³⁴⁾尚書郎の所属する六曹が所管の案件の上奏を受け付けていたことは、先に分析したがごとくであるが、そうであるならば、詔の起草は、上奏文を受信した曹に属する尚書郎が決裁を受け取った後に行っていた、と考えて大過なかるう。⁽³⁵⁾邢義田氏の指摘することく、詔には故事が引用されることがあり、⁽³⁶⁾渡邊義浩氏によると、その目的は皇帝の裁可した政策を正当化することにあった。⁽³⁷⁾政策の根拠づけのために用いられた故事の保管場所が尚書台であることからすれば、当該官署において詔が起草されたのも当然のことであるといえよう。

さて、起草された詔は「政務分担機関」の九卿を中心とする担当官に下達され、そこに記された政策が彼らによって実施される。⁽³⁸⁾この時、詔の下達はどの官が担っていたのだろうか。『統漢書』百官志三に

尚書令、一人、千石。本注に曰く、……凡そ選署及び尚書曹の文書・眾事を奏下するを掌る。尚書僕射、一人、六百石。本注に曰く、尚書の事を署す。令、在らざれば、則ち眾事を奏下す。

とあるように、通常は尚書令が「文書」などを「奏下」し、当該官職の任官者が不在の場合には尚書僕射がそれを代行していたという。ここでの「奏下」について、祝総斌氏は、

文書の上達と下達の意に解している⁽³⁹⁾。しかし、卷四五張酺列伝には

前の郡守、(王) 青の身に金夷有るを以て、竟に擧ぐること能わず。(張) 酺、之を見、……遂に擢んでて極右曹に用う。乃ち上疏して薦むらく、「青は、三世、死節なれば、宜しく顯異を蒙りて、三公に奏下すべし」と。此れに由りて司空の辟する所と爲る。

とあり、王青を推薦するにあたって張酺は、三公に「奏下」するよう皇帝に上疏し、その結果として司空が王青を辟召している。これより、『統漢書』の「奏下」は詔の下達の意に解される。要するに詔は、直接的には尚書令が、その不在時には尚書僕射が下達していたのであった。

これに関連して、前掲百官志三に、尚書僕射の職掌の一つとして「署尚書事」が見える。一見すると、それは固有名詞であるかのごとくである。だが、この句は「署+尚書+事」と表記されており、それに類似する「省尚書事」や「録尚書事」は、いずれも固有名詞ではなかった⁽⁴⁰⁾。このことを敷衍すると、「署尚書事」も「尚書の事を署す」と読むことになる。祝総斌氏によれば、ここでの「署」字は「検」(冊書に付した板)に宛名書きする「検署」のことで、尚書台においては文書を下達する前に尚書僕射が「検署」していた⁽⁴¹⁾。その解釈に従うならば、尚書郎の起草した詔は、

尚書僕射が「検署」した後、尚書令または尚書僕射が下達していたことになる。

以上のように、後漢の尚書台は詔を下達する通常の機関として機能していた。ただし、衛広来氏は、卷四六郭躬列伝に

又た兄弟の共に人を殺せし者有り。而れども罪、未だ歸する所有らず。(和) 帝、兄の弟を訓えざるを以て、故に兄を重しと報じて弟の死を減ず。中常侍孫章、詔を宣ぶるも、言を誤りて兩つながら重しと報ず。尚書、章の制を矯りしことを奏し、罪、腰斬に當つ。

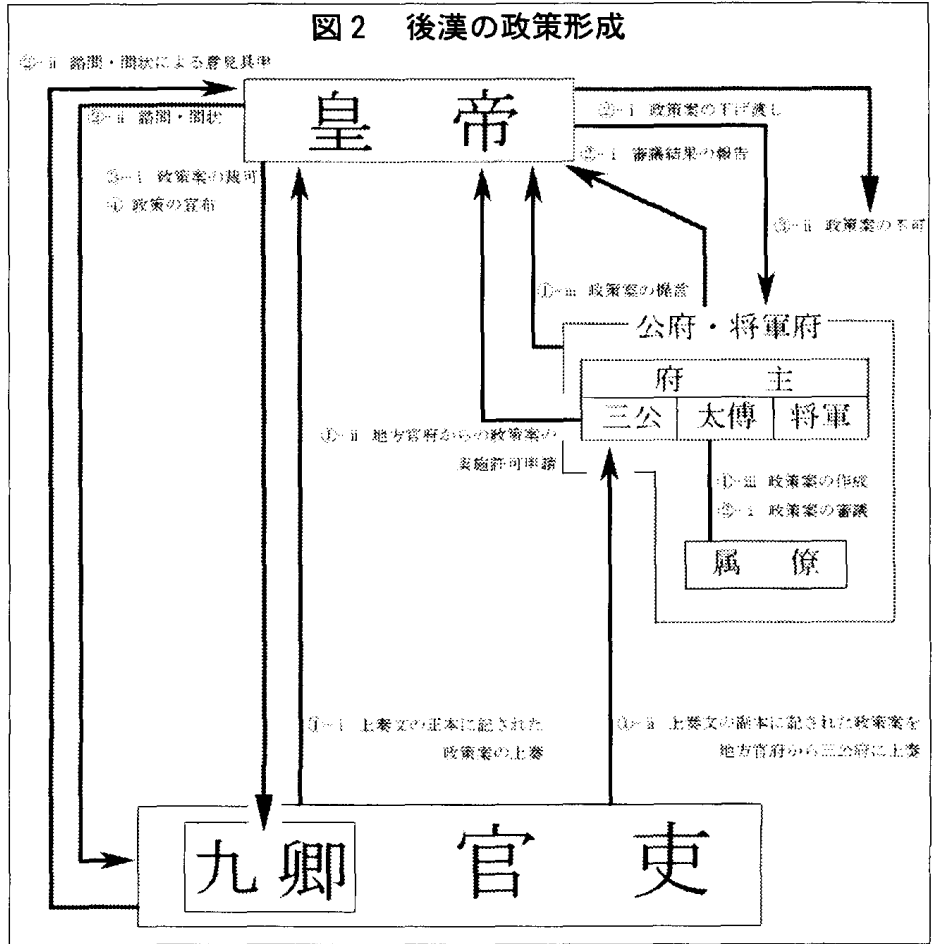
とあり、中常侍孫章が詔文を読み間違えていることから、中常侍も詔の下達を担っていたとする⁽⁴²⁾。氏の解釈によれば、後漢においては、尚書郎の起草した詔を中常侍を通じて下達する場合もあったようである。

三、政策形成と文書伝達の復元

前節までに分析した事柄を整理し、後漢の政策形成と文書伝達の過程を復元してみよう。

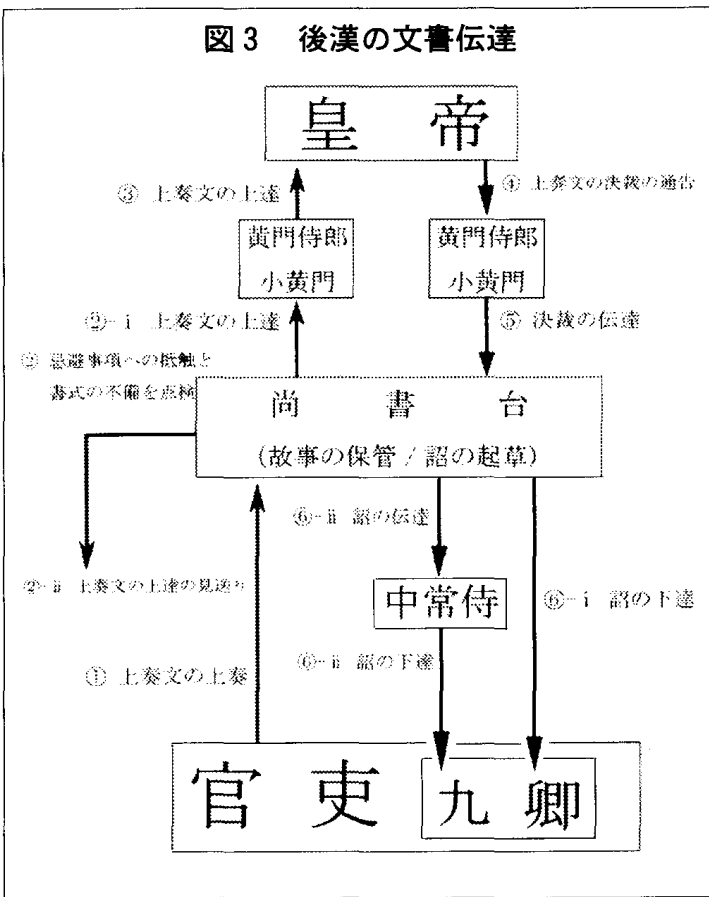
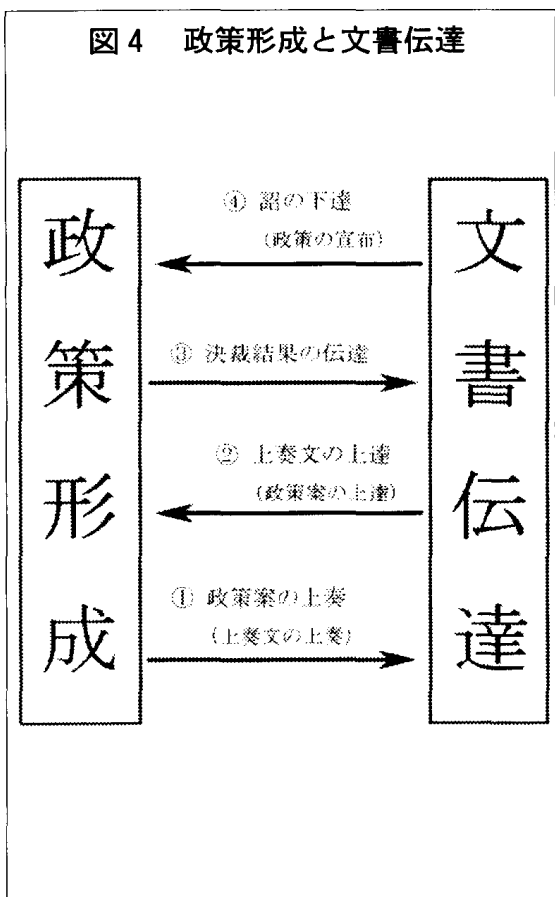
図2は、これまでの分析結果を政策形成に焦点をあててまとめたものである。すなわち、後漢において、政策案は公府・將軍府や個々の官吏が作成しており、前者の場合に

図2 後漢の政策形成



は府主が皇帝に直接提言し、後者の場合には作成者自身がそれを上奏文に記して上奏した。ただし、地方長官およびその任官経験者が政策案を上奏するにあたっては、上奏文の正本とその副本を作成し、正本を皇帝に上奏する一方、副本を三公府や関係官署に提出していた。上奏文の正本を受け取った皇帝は、公府・將軍府などに政策案の実施の可

否を審議させ、また場合によっては、「顧問應對」の権限を有する官に諮問したり、上奏者をはじめとする関係者に「問状」した。他方、副本の内容は、皇帝の決裁に先立って、三公府を中心に事前審査されていた。その結果、実施すべきと判定されたものについては、三公府らが皇帝に実施の許可を申請したのである。かかる審議・審査や官吏への諮問・「問状」の結果を参照して、皇帝は政策案を決裁する。そうして裁可された政策は、「政務分担機関」の九卿を中心とする担当官に宣布され、実施されたのであった。他方、前節までに分析した事柄から文書伝達の手順を抽出すると、図3のようになる。政策案の上奏にあたって、官吏はそれを上奏文に記し、尚書台の六曹に提出する。この時、上奏文には、政策案の根拠として、尚書台の保管する故事がたびたび引用された。上奏案件に関わる曹に提出された上奏文は、その官署において忌避事項への抵触と書式の不備が点検される。この結果、問題なしと判定された上奏文については、当該の曹に所属する尚書郎または尚書令が、黄門侍郎ないしは小黄門を通じて皇帝に上達し、その決裁を仰いだ。上奏文の受信元の曹に属する尚書郎は、決裁を黄門侍郎あるいは小黄門から受け取り、それに基づいて詔を起草する。起草にあたっては、故事を引用して政策を根拠づけることもあった。かようにして起草された詔



は、尚書僕射が「檢署」した後、尚書令あるいは尚書僕射、場合によっては中常侍を通じて、九卿を中心とする担当官に下達されたのである。

右のような手順で伝達された上奏文には官吏の作成した政策案が、詔には公府・將軍府による審議を経て裁可された政策が記されていた。すると、政策形成と文書伝達は、図4のような関係にあったことになる。すなわち、I政策案の作成、II審議、III決裁、IV政策の実施、を内容とする政策形成に対して、文書伝達は、上奏文の上達によりII・IIIを、詔の下達によってIVを実行するための環境を整備するものであった。文書伝達それ自体は、政策形成の一環に含まれるものではなく、決裁に関与することもできないのである。つまるところ、政策形成と文書伝達は、上奏文の処理に関係していたという点では共通するものの、それぞれ機能の次元を異にしていたのであった。

四、後漢における尚書台の機能

政策形成と文書伝達が機能の次元を異にしていたとすると、それらとの関係において、後漢の尚書台は基本的に如何なる機能を有していたのだろうか。その解明の手がかりになると思われるのが、卷六三季固列伝所載の李固の対策

文である。当該の文中において、彼は尚書台の機能について次のように述べている。

今、陛下の尚書有るは、猶お天の北斗有るがごときなり。斗は天の喉舌たり。尚書も亦た陛下の喉舌たり。斗は元氣を斟酌し、四時を運平す。尚書は王命を出納し、政を四海に賦く。權尊く執重く、責の歸する所なり。若し心を平らかにせざれば、災眚、必ずや至らん。誠に宜しく其の人を審擇し、以て聖政を毗くべし。今、陛下と共に天下を理^{おさ}むる者は、外は則ち公卿・尚書、内は則ち常侍・黃門。譬うるに猶お一門の内、一家の事、安ければ則ち其の福慶を共にし、危うければ則ち其の禍敗を通ずるがごとし。此れに由りて之を言わば、本朝の號令、豈に蹉跌すべからん。

李固の認識によれば、「陛下の喉舌」として「王命を出納し、政を四海に賦」くことと、「陛下と共に天下を理」めることが、尚書台の重要な機能であるという。そこで、富田健之氏は、卷七七酷吏列伝に

皇后の弟の黃門郎竇篤、宮中より歸り、夜、止姦亭に至る。亭長霍延、篤を遮止す。篤の蒼頭、與に爭う。延、遂に劔を抜きて篤に擬し、而して肆詈恣口す。篤、表を以て聞す。詔して司隸校尉・河南尹を召し、尚書に詣りて譴問せしむ。

と見える尚書台の担う「譴問」（官吏に対する督責）や「問状」が「陛下の喉舌」の機能の一環にあたるとした上で、当該官署は皇帝と一体化してその支配意思を体现する「皇帝官房」として機能していた、とする。さらに富田氏は、「陛下と共に天下を理むる者」を、「皇帝官房」たる尚書台と三公・九卿以下によって構成される、組織としての政務担当機能を強めた官僚機構の形成を意味するもの、と解している。⁽⁴³⁾

富田氏の理解は、尚書台が皇帝の命令を受けて行った「譴問」を、皇帝が官僚機構を統御・運用するにあたっての支配意思の発現と捉えた上で、尚書台をその体现者ともなすことにより導き出されたごとくである。しかしながら、皇帝の意思は彼の発した言葉に具現化されており、尚書台はそれを伝達していたに過ぎない。言い換えれば、ここでの尚書台はあくまでも皇帝の意思の伝達者であって、それ自身が皇帝の意思を体现する言動をとっていたわけではなかった。他方、先に分析したように、「問状」とは尚書台固有の権限ではなく、その内容は皇帝と臣下の意思を相互に伝達することである。これらのことを総合すると、尚書台を「皇帝官房」とみなす解釈には、まだ検討の余地があると思われる。

あらためて右の李固列伝を確認すると、「陛下の喉舌」

たる尚書台は「王命を出納し、政を四海に賦」¹ いていたという。これら「陛下の喉舌」の語と「王命を出納し」云々の句の出典は、『詩経』大雅・蕩之什・烝民篇の

王、仲山甫に命ずらく、是の百辟に式^{のり}として、戒^{おそ}いなる祖考を續^つぎ、王の躬をば是れ保けよ。王命を出納し、王の喉舌として、政を外に賦^しき、四方に爰^これ發^{おこ}せよと。

であろう。その鄭箋に

「王命を出だす」とは、王口の自ら言う所、承けて之を施すなり。「王命を納る」とは、時の宜しき所、王に復すなり。其れ之を行うや、皆な其の意に奉順し、王口の喉舌の親ら言う所の如きなり。以て政を畿外に布かば、天下の諸侯、是に於いて發し應ぜざる莫し。

とあり、鄭玄は「王命を出納し」以下の経文を、「王の命令を人々に宣布して時勢に適った意見を報告し、「王の喉舌」として、政事を国外に宣布して、四方に実施させよ」の意に解している。これに基づけば、経文の「王の喉舌」は、王の命令の下達者と解され、それに対応する李固列伝の「陛下の喉舌」は、皇帝の命令の下達者を示すものとなる。すると、李固は詔が尚書台を通じて下達された点を特に重要視していたことになる。

図2を一見して明らかのように、尚書台は政策形成に直

接には参加していなかった。一方、図3にまとめごとく、上奏文と詔は必ず尚書台を経由して伝達されていた。李固が尚書台の「陛下の喉舌」としての機能を重要視していたことからすると、この官署は文書伝達の中核機関として基本的に機能していたといえるのである。

ところで、前掲李固列伝には、尚書台の重要な機能の一つとして、「陛下と共に天下を理」めることが挙げられている。李固によれば、この機能は尚書台に特化したものではなく、三公・九卿の他、「常侍・黄門」、つまり中常侍や小黄門といった宦官専任の官も担っていたという。先述したように、「政務分担機関」たる九卿は政策の実施に中心的に参加していた。その前段階にあたる政策案の作成・審議には、三公府を含む公府と將軍府が専門的に参加し、特に三公府は、地方官府の作成した政策案の内容を皇帝の決裁に先立って事前審査していた。しかも、公府・將軍府は政策案の作成・審議・審査を通じて、皇帝の決裁に強い影響力を及ぼすことができたのである。公府と將軍府は、政策案の作成・審議において中心的な役割りを果たしていたといえよう。以上のように、公府・將軍府と九卿は、政策形成の各段階において中心的機関として機能していたのであった。

他方、小黄門は皇帝の後宮滞在中に上奏文や決裁を尚書

台と授受し、中常侍は詔の下達に従事することがあった。尚書台が文書伝達の中核機関として基本的に機能し、その一環として詔の下達を担っていたことを考え合わせると、李固列伝に見える「陛下と共に天下を理むる者」とは、文書伝達とりわけ決裁の伝達や詔の下達を担う官と、政策形成に参加する官の総称、とみなすことができよう。

言うまでもなく、政策を実施しなければ皇帝の支配意思は実現されない。その実施に際しては、九卿ら担当官に詔を下達して、公府・將軍府による審議・審査を経て裁可された政策を宣布することが不可欠である。政策を実施するための環境は、尚書台経由で政策が下達されることにより、はじめて整備されたといえよう。それゆえに李固は、「陛下の喉舌」として政策を宣布する尚書台を、政策形成に参加する三公・九卿と同様に「陛下と共に天下を理むる者」とみなし、その機能を重要なものと認識したのであった。

おわりに

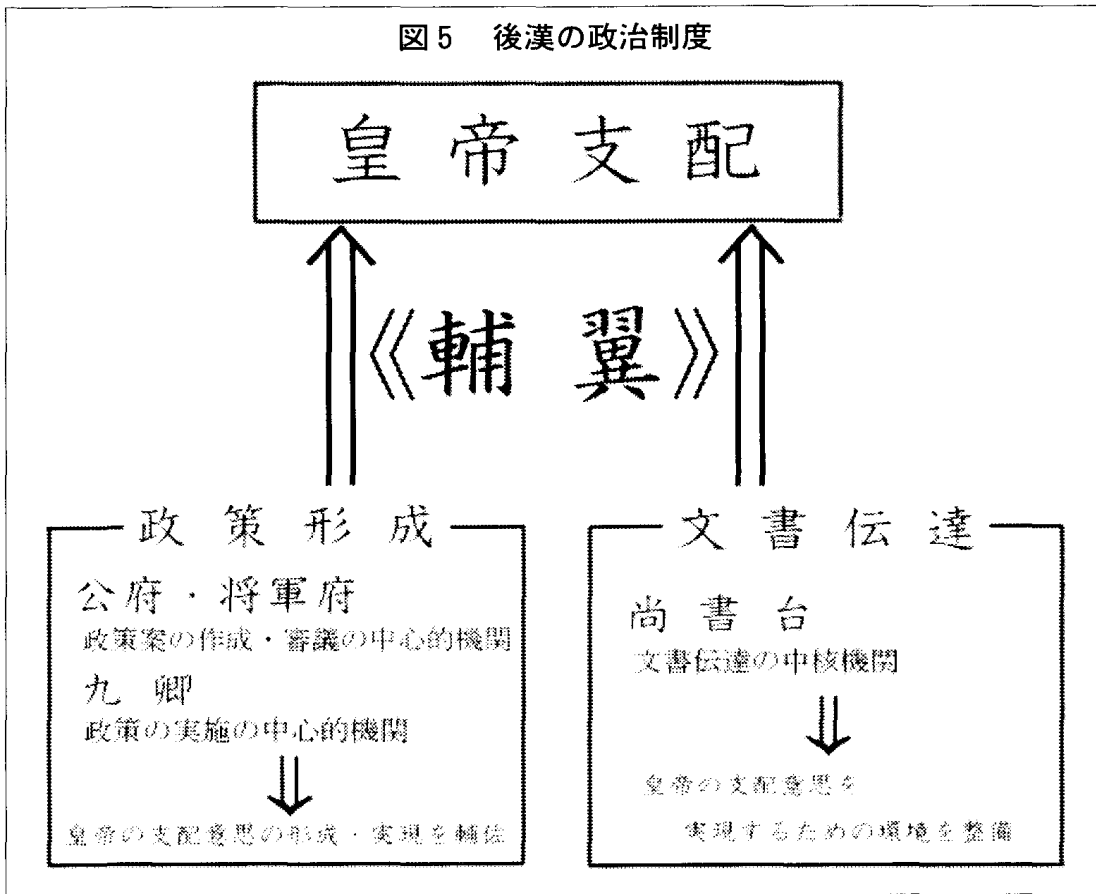
「はじめに」で想定したごとく、政策形成と文書伝達は、上奏文の処理にも関係してはいたものの、それぞれ機能の次元の異なるものであった。また、尚書台の政策形成への参加は、後漢においては確認できなかった。

政策案の作成・審議に専門的に参加していた官署は、やはり公府と將軍府であり、皇帝による裁可を受けて政策を実施していたのは、「政務分担機関」たる九卿を中心とする担当官である。なかでも三公府は、地方官府の作成した政策案の内容を、皇帝の決裁に先立って事前審査していた。しかも、公府・將軍府は政策案の作成ならびに審議・審査を通じて、皇帝の決裁に強い影響力を及ぼすことができたのである。後漢の公府・將軍府と九卿は、政策形成の各段階において中心的機関として機能していたといえよう。

これに対して、尚書台は文書伝達の中核機関として基本的に機能し、主に上奏文の上達と詔の下達を担っていた。特に詔の下達は政策の宣布に相当し、担当官が政策を実施して皇帝の支配意思を実現するにあたって不可欠な手続きである。それゆえ、後漢においては、政策の宣布を担う尚書台が、政策案の作成・審議に参加する三公と、政策の実施にあたる九卿とともに重要視されたのである。

もとより政策とは、皇帝の支配意思を具現化したものである。したがって、後漢の公府や九卿は、政策形成への参加を通して、皇帝の支配意思の形成と実現を支えていたことになり、他方、尚書台などは、文書伝達を担うことを通じて、当該の意思を形成・実現するための環境を整備していたことになる。公府・將軍府・九卿らと尚書台などは、

図5 後漢の政治制度



それぞれ異なる次元から、皇帝による支配の実現を輔翼していたといえよう。要するに、後漢の政治制度は、政策形成に参加する官と文書伝達を担う官が相互に関連して皇帝

支配を実現する構造を有していたのであった。以上に分析した政治制度の構造を概念図に示せば、図5のようになる。

それでは、かかる政治制度により実現される後漢の皇帝支配は、如何なる特色を有していたのであるか。また、当該の制度は、秦漢魏晉期において、どのように位置づけられるのだろうか。それらの検討は別稿に譲りたい。

註

- (1) 以下、公府・將軍府による政策案の作成・審議については、拙稿A「兩漢代における公府・將軍府―政策形成の制度的変遷を中心に―」（『史滴』二八、二〇〇六年）の分析に基づく。
- (2) 拙稿B「後漢時代の三公と皇帝権力―宦官の勢力基盤と徵召の運用を手がかりとして―」（『史観』一四六、二〇〇七年）を参照。
- (3) 拙稿C「梁冀政権の権力構造」（『史滴』二九、二〇〇七年）を参照。
- (4) 後漢の尚書台が政策形成に参加していたとする代表的な研究として、桜井芳朗「秦漢時代」（和田清（編）『支那官制發達史』、汲古書院、一九四二年所収）、勞榘「論漢代的内朝与外朝」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』一三、一九四八年。後に同氏『勞榘學術論文集』甲編、芸文印書館、一九七六年に収録）、陳啓雲「略論兩漢樞機職事与三台制

- 度之発展」(『新亜学報』四一二、一九六〇年)、楊樹藩「尚漢尚書制度的研究」(『大陸雜誌』二二一三、一九六一年)、鎌田重雄「漢代の尚書官—領尚書事と録尚書事とを中心として—」(『東洋史研究』二六—四、一九六八年)、山本隆義『中国政治制度の研究 内閣制度の起源と発展』(同朋舎、一九六八年)、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』(齊魯書社、一九八四年)、衛広来『漢魏晉皇權嬪代』(書海出版社、二〇〇二年)、卜憲群『秦漢官僚制度』(社会科学文献出版社、二〇〇二年)などがある。
- (5) 以下、本稿では、范曄『後漢書』からの引用は書名を省略し、司馬彪『統漢書』の志を除いた通算巻数のみを記す。
- (6) 大庭脩A「史記三王世家について—漢代公文書の様式よりにみた研究覚書」(『史泉』二二・二四、一九六二年。後に同氏『秦漢法制史の研究』、創文社、一九八二年に改題の上、収録)、汪桂海『漢代官文書制度』(広西教育出版社、一九九九年)、劉後濱『唐代中書門下体制研究—公文形態・政務運行与制度変遷』(齊魯書社、二〇〇四年)など。
- (7) 『独断』については、福井重雅(編)『訳注 西京雜記・独断』(東方書店、二〇〇〇年)を参照。特にその版本に關しては、小林春樹「蔡邕『独断』小考—とくにその版本について」(『史滴』五、一九八四年)に詳しい。
- (8) 劉後濱前掲書。
- (9) 邢義田「漢代「故事」考述」(『勞貞一先生八秩榮慶論文集』、台北出版、一九八六年所収。後に同氏『秦漢史論稿』、東大図書、一九八七年に改題の上、収録)。
- (10) 渡邊義浩「後漢における礼と故事」(同氏(編)『尚漢における易と三礼』、汲古書院、二〇〇六年所収)。
- (11) 「史晨碑」と後掲「乙瑛碑」の釈文は、永田英正(編)『漢代石刻集成』(同朋舎、一九九四年)を底本とした。
- (12) 官吏が「尚書」に上奏文を提出していたことを示す出土文字資料として、後漢・桓帝期の記年を持つ甘谷漢簡(一九七一年、甘肅省天水市甘谷県出土)第一簡正面の「延熹元年十二月壬申朔十二日甲申、宗正臣桓・丞巨(臣)敬頓首死罪、上尚書」がある(図版・釈文は中国簡牘集成編輯委員会(編)『中国簡牘集成』、敦煌文芸出版社、二〇〇一年に拠った。へくは直前の文字の誤りを正したもの)。
- (13) 図1の作成にあたっては、『統漢書』百官志三の記述に基づいた。
- (14) 桜井前掲論文。
- (15) 陳啓雲前掲論文。
- (16) 大庭前掲論文Aによると、『統漢書』百官志二に「公車司馬令、一人、六百石。本注曰、掌宮南闕門、凡吏民上章、四方貢獻、及徵詣公車者」とあるごとく、吏民が宮闕にて上奏した上奏文は、宮闕を管理する公車司馬令が拝受していた。当該官職の拝受した上奏文は、『独断』巻上に「章者、需頭、稱「稽首」。上書謝恩、陳事。詣闕通者也」と説明される「章」に相当するであろう。右の『独断』の後文には「章曰、「報聞」。公卿使謁者、將・大夫以下至吏民、尚書左丞奏聞、報可」とあり、富田健之A「後漢後半期の政局と尚書体制—「省尚書事」をめぐる—」(九州大学

東洋史論集』二〇、二〇〇一年)によると、「報」字の意味は、皇帝による上奏文の決裁を、上奏者ないしは関係官府・官僚に伝達することである。すると、公車司馬令の拝受した「章」は、上奏者が公卿の場合には謁者が、将・大夫以下の場合には尚書左丞が皇帝に上達し、さらにそれらの官が上奏者らに詔を下達していたことになるう。

(17) 桜井前掲論文、大庭前掲論文A、鎌田前掲論文、安作璋・熊鉄基前掲書、卜憲群前掲書など。

(18) 富田前掲論文A・B「漢時代における尚書体制の形成とその意義」(『東洋史研究』四五―二、一九八六年)。

(19) 大庭脩B「漢代制詔の形態について」(『史泉』二六、一九六三年。後に同氏前掲書に改題の上、収録)。

(20) 富田前掲論文A。尚書郎が尚書郎中・尚書侍郎とも呼ばれていたことは、山本前掲書を参照。

(21) 「内宮」は、『統漢書』百官志三に見えるように、宦官専任の官である中常侍の勤務場所であるので、後宮のことと解される。

(22) 前掲『統漢書』百官志三には、尚書左丞の職掌として、文書の「期會」をつかさどることが挙げられている。祝総斌前掲書は、そこでの「期會」を、六曹において文書を処理する期限と解する。前掲注(16)で確認したように、尚書左丞は将・大夫以下の官吏の上奏した「章」を受信していたが、右の解釈に従うならば、当該官職はその「章」を上達する前に、六曹に伝達して忌避事項への抵触と書式の不備を点検させる一方、その処理期限を管理していたこと

になる。

(23) 卜憲群前掲書。

(24) 漢代の詔については、大庭前掲論文Bを参照。

(25) 上奏文の副本を三公に提出した人物として、卷五七李雲列伝に白馬令李雲が、卷六二黄瓊列伝附黄琬列伝に江夏太守が見え、いずれも地方長官である。

(26) 前掲拙稿Bを参照。

(27) 富田前掲論文B・C「後漢前半期における皇帝支配と尚書体制」(『東洋学報』八一―四、二〇〇〇年)。

(28) 卷四一鍾離意列伝では「後除瑕丘令。吏有擅建者、盜竊縣内。意屏人問状。建叩頭服罪、不忍加刑、遣令長休」とあるように、瑕丘令鍾離意が罪を犯した官吏に対して自ら「問状」している。『漢書』卷五一路温舒伝に「時詔書令公卿選可使匈奴者、(路)温舒上書、「願給廩養、暴骨方外、以盡臣節」。事下度遼將軍范明友・太僕杜延年問状、罷歸故官」とあるごとく、前漢・宣帝期の度遼將軍范明友と太僕杜延年が宣帝の詔を受けて「問状」していることからすると、両漢代を通じて、「問状」は尚書台固有の権限ではなかったといえる。

(29) 永田英正「漢代の集議について」(『東方学報』(京都)四三、一九七二年)、渡辺信一郎『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼』(柏書房、一九九六年)。

(30) 富田健之D「漢代における「黄門」の官をめぐる―黄門侍郎と宦官小黄門を中心に―」(『九州大学東洋史論集』一一、一九八三年)。

(31) 濯龍池については、『元河南志』後漢城闕古蹟条に詳しく。

(32) 「省閤」については、米田健志「前漢後期における中朝と尚書―皇帝の日常政務との関連から―」(『東洋史研究』六四―二、二〇〇五年)を参照。

(33) 富田前掲論文A。

(34) 山本前掲書。ちなみに、山本氏は、卷八〇文苑列伝に「及(竇)憲遷大將軍、復以(傅)毅爲司馬、班固爲中護軍。憲府文章之盛、冠於當世」とあるのに基づき、和帝期以降に「天子権」が衰退すると、外戚が文才のある属僚に詔を起草させるようになった、とする。確かに、車騎將軍竇憲の属僚たる傅毅・班固が文才に優れていたことは、右の記事を含め史書中から看取できるが、彼らが詔を起草していた様子は見出せない。

(35) 楊樹藩前掲論文、鎌田前掲論文、黄宛峰「東漢三公・尚書職権弁析」(『南都学壇』社会科学版一九九一―四、一九九一年)、卜憲群前掲書などは、鍾離意列伝に、鍾離意の尚書僕射在官時のこととして「(明)帝性褊察、好以耳目隱發爲明。……朝廷莫不悚慄、爭爲嚴切、以避誅責。(鍾離)意獨敢諫爭、數封還詔書」とあることから、尚書台は詔に疑義がある場合に「封還」(差し戻し)する権限を有していた、とする。しかし、『後漢紀』・『後漢書』など後漢に関する史書中において、詔を「封還」したことが明らかな者は、尚書僕射鍾離意に限られている。また、前漢の事例ではあるが、『漢書』卷八六王嘉伝に、王嘉の丞相在

官時のこととして「會祖母傳太后薨。上因託傳太后遺詔、令成帝母王太后下丞相御史、益封(董)賢二千戸、及賜孔鄉侯・汝昌侯・陽新侯國。(王)嘉封還詔書、因奏封事諫上及太后曰、「……」とあり、丞相任官者が詔を「封還」していた。このように、「封還」は官職の如何に関わらず行い得るものであった。

(36) 邢義田前掲論文。

(37) 渡邊前掲論文。

(38) 両漢代の九卿が「政務分担機関」として機能していたことは、桜井前掲論文を参照。

(39) 祝総斌前掲書。汪桂海前掲書も、祝総斌氏と同様に解している。

(40) 前掲拙稿B・Cを参照。

(41) 祝総斌前掲書。

(42) 衛広来前掲書。衛広来氏は、中常侍に任官した宦官は詔の傳達を通じて尚書台を掌握し、国政の実権を握っていたとするが、前掲郭躬列伝からうかがえるごとく、中常侍任官者の行動は下達の枠を出ていない。それゆえ、詔の傳達が国政の掌握にただちに結びついたとは考え難い。

(43) 富田健之「内朝と外朝―漢朝政治構造の基礎的考察―」(『新潟大学教育学部紀要』二七―二、一九八六年)。